

自家用電気工作物の保安管理に関する特約

(総則)

この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

契約の履行細目は別に定める電気事業法第42条第1項に規定する保安規定に基づくものとする。

(契約対象自家用電気工作物の概要)

第1条 契約の対象となる自家用電気工作物の概要は、別紙「委託事業場一覧表」のとおりとする。

(委託業務の内容)

第2条 受注者が実施する保安管理業務及びこれに伴い発注者が実施する業務は、次項及び第3項を除き次の各号によるものとする。

(1) 発注者は、第1条の事業場について受注者の保安管理業務を実施する者（以下、「保安業務担当者」という。）と面接等を行い、その者が委託契約書に明記された保安業務担当者本人であることを確認すること。

(2) 受注者の保安業務担当者は、発注者の事業場における保安管理業務を行う際に、その身分を示す証明書を常に携帯し、発注者に対しその身分を示す証明書を提示し、自らが委託契約書に記された保安業務担当者であることを明らかにすること。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(3) 受注者は、前条に掲げる自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。

(4) 受注者は、前条に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合において、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について発注者に指示又は助言すること。

(5) 受注者は、前条に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、発注者の通知を受けて、第3条に定めるところにより、工事期間中の点検を行い、必要に応じそのとるべき措置について発注者に指示又は助言すること。

(6) 受注者は、前条に掲げる自家用電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、その結果を発注者に報告すること。また、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、とるべき措置について発注者に指示又は助言すること。

発注者は、その記録を確認し、保安規程に定める期間保存すること。

(7) 受注者は、電気事故が発生し又は発生するおそれがある場合において、発注者もしくは東京電力株式会社等より通知を受けたときは、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行うこと。また、事故・故障の状況に応じて、受注者は臨時点検を行い、その原因が判明した場合には、同様の事故・故障の再発させないための対策について、発注者に指示又は助言を行うこと。なお、電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、発注者に対し、電気事故報告の作成及び手続きの指示又は助言を行うこと。

(8) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。

2 発注者は、前項の受注者に委託する保安管理業務のうち、次の(イ)～(ハ)のいずれかに該当する電気工作物については、受注者と協議の上、

点検、測定及び試験の全部又は一部を電気事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。これに関し、発注者は、受注者の監督の下に点検等を行い、受注者は、その記録の確認を行う。また、受注者は、発注者の求めに応じ、助言を行うこととする。このほか、受注者は、当該電気工作物の保安について、発注者に対し指示又は助言ができるものとする。

(イ) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な次の(a)～(e)のいずれかに該当する自家用電気工作物

(a) 建築基準法の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

(b) 消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等

(c) 労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

(d) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器

(e) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器

(ロ) 設置場所の特殊性のため、受注者が点検を行うことが困難な次の(a)～(e)のいずれかに該当する場所に設置される自家用電気工作物

(a) 立入に危険を伴う場所

(b) 情報管理のため立入が制限される場所

(c) 衛生管理のため立入が制限される場所

(d) 機密管理のため立入が制限される場所

(e) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所

(ハ) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

3 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第1項によるほか、発注者が確認を行うものとする。

(点検の頻度及び点検項目)

第3条 第2条第1項に定める受注者が定期的に行う点検の頻度及び点検項目は、月次点検、年次点検及び臨時点検について下表に掲げる内容を基本とし、その詳細は、保安規程によるものとする。

(1) 月次点検	毎月1回
(2) 年次点検	毎年1回
(3) 臨時点検	必要の都度

【需要設備】

対象設備等	項目	月次点検	年次点検
<引込設備> 区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等		<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験
<受電設備> 断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ及びリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等		<測定項目> 電圧、負荷電流測定	
<受・配電盤>		B種接地工事の接地線に流れる漏えい電流測定	
<接地工事> 接地線、保護管等			
<構造物> 受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等			
<非常用予備発電装置> 原動機、発電機、始動装置等		<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器等の連動動作試験、自動始動・停止試験、運転中の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）の異常の有無
<蓄電池設備>		<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 配線の取付け状態及び過熱の有無 <測定項目> 蓄電池電圧測定	左記の外観点検項目に加え、蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度測定
<負荷設備> 配線、配線器具、低圧機器等		<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定

- ・月次点検とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものである。
- ・年次点検とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものである。
- ・臨時点検とは、電気事故その他異常の発生したときや、異常が発生する恐れがあると判断したときに点検を実施するものである。

2 第2条第1項に定める発注者の通知を受けて行う工事期間中の点検は、自家用電気工作物の設置又は変更の工事が計画どおりに施工されていること及び経済産業省令で定める技術基準への適合状況について点検するものとし、その頻度は毎週1回とする。

3 受注者は、(1)の月次点検のほか、発注者に対し、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがないか、点検を行うこととする。

4 低圧電路の絶縁状況の的確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は50mAとする）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を（以下「漏えい警報」という。）

連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。）に受注者は、次の(1)及び(2)に掲げる処置を行うこととする。

- (1) 警報発生の原因を調査し、適切な処置を行う。
- (2) 警報発生時の受信の記録を3年間保存する。

（連絡責任者等）

第4条 発注者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために受注者と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。

2 発注者は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するもの

とする。

3 発注者は、第1項及び前項による通知の内容変更が生じた場合は、受注者に変更の内容を通知するものとする。

4 発注者は、必要に応じて連絡責任者又はその代務者を、受注者の行う保安管理業務に立ち会わせることとする。

5 発注者は、需要設備の設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有するものをあてるものとする。

(発注者及び受注者の協力及び義務)

第5条 発注者は、受注者が保安管理業務の実施にあたり、受注者が報告、助言した事項又は受注者と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとする。

2 受注者は、保安管理業務を誠実にを行うものとする。

(保安業務担当者の資格等)

第6条 受注者は、保安業務担当者に電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとする。

2 保安業務担当者は、病気その他やむを得ない場合は、他の保安業務担当者（以下、「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。

3 保安業務担当者及び保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。

(記録の保存)

第7条 受注者が実施し報告した保安管理業務の結果の記録等は、発注者受注者双方において3年間保存するものとする。

(損害賠償)

第8条 受注者の故意又は過失により発注者に対して損害を与えた場合は、受注者は損害賠償の責任を負うものとする。ただし、受注者の責に帰することのできない事由によるときはこの限りではない。

(経費の負担)

第9条 この契約の委託料には、保安管理業務に関して生ずる一切の費用を含むものとする。ただし、自家用電気工作物の新設・変更の工事における立会費・試験費・届出費は、工事での精算を行うこととする。

2 前項ただし書の自家用電気工作物の新設・変更の工事において自家用電気工作物の設備容量が変更となった場合及び、逆潮流化工事によって太陽光発電設備の連携方式が年次点検日以前に“逆潮流あり”に変更となった場合は、年度末に一括して変更契約を締結し、生じた差額に該当する保安管理業務委託料の精算を行うものとする。

(委託期間内の更改)

第10条 発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約期間内でも契約を更改することができるものとする。

- (1) 設備容量が変更された場合
- (2) 受電電圧が変更された場合
- (3) 非常用予備発電装置の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合
- (4) 発電所の種類、発電電圧又は出力が変更された場合
- (5) 配電線路の互長、電源供給器数又は配電線路電圧が変更された場合
- (6) 発注者が保安規程を変更する場合
- (7) 発注者の自家用電気工作物が未改修により絶縁不良状態が継続する等、監視装置による監視が不能となった場合

(8) 発注者より監視装置の撤去の申し出があった場合

(統括責任者)

第11条 受注者は、保安管理業務の統括責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。統括責任者を変更したときも同様とする。

(統括責任者等に対する措置請求)

第12条 発注者は、統括責任者又は受注者から保安管理業務を委任され、若しくは請け負った者がその保安管理業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

(発注者、受注者相互の通知)

第13条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その具体的な内容を速やかに受注者に通知するものとする。

- (1) 電気事故その他自家用電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合
- (2) 経済産業大臣が電気関係法令に基づいて検査をする場合
- (3) 自家用電気工作物の保安に関する書類を経済産業大臣に提出する場合
- (4) 自家用電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合
- (5) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事するものに対し自家用電気工作物の保安に関する必要事項を教育、又は演習訓練を行う場合
- (6) 責任分界点又は需要設備の構内を変更する場合
- (7) 業種、代表者、事業場の名称又は所在地に変更があった場合
- (8) 電力会社との契約電力を変更する場合

2 受注者は、次の各号に掲げる事項を発注者に通知するものとする。

- (1) 受注者の執務時間内における連絡方法
- (2) 受注者の執務時間外における受注者への連絡方法
- (3) その他必要な事項

(履行遅滞における損害金等)

第14条 受注者の責に帰すべき事由により毎月の保安管理業務完了を示すこと（報告書の提出を含む。）ができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、委託料の額から、既に完了し、発注者が支払を行った額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額とする。

(契約の失効)

第15条 第1条に掲げる自家用電気工作物が、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は効力を失うものとする。

- (1) 電気工作物が廃止された場合
- (2) 受注者が電気事業法施行規則第5条第2項で定める外部委託先の承認を得られない場合、又は、取り消された場合
- (3) 一般用電気工作物となった場合
- (4) 受電電圧が7,000ボルト超過となった場合
- (5) 発電所出力が、1,000キロワット以上となった場合
- (6) 配電線路の電圧が、600ボルト超過になった場合

